

○議 長（森田治男君） 以上で報告は終わりました。

○議 長（森田治男君） 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については議会運営委員会において検討されておりますので、委員長から報告を願います。

（議会運営委員長 指田保雄君 登壇）

○議会運営委員長（指田保雄君） おはようございます。御指名をいただきましたので、去る一月二十三日に開催いたしました議会運営委員会の結果につきまして御報告申し上げます。

まず日程でございますが、本日の臨時会に提案される議案は市長から一般会計補正予算ほか三件と、議会側から陳情書の審査報告ほか二件、合わせて七件となっております。

次に日程の順序でございますが、前例にならしまして、お手元に御配の日程表の順に編成をいたしました。

次に議案の取り扱いでございますが、補正予算三件は職員の人件費等の補正が主なものになっており、またその他についても工事契約の締結、陳情書の審査報告、意見書などでありますので、慎重に御審議の上即決をお願いすることといたしました。したがって会期については本日一日とすることに議運としては決定いたしております。

それから全員協議会でございますが、理事者から申し出がありますので、本会議終了後に開催することといたしました。以上でございますが、本日は新年第一回の臨時会でもございますので、会議が円滑に運営されますよう議員各位の協力をお願いいたしまして御報告いたします。よろしくお願いいたします。

○議 長（森田治男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期につきましてはただいま委員長から報告されたとおり一月二十九日本日一日限りで決定したいと思いますが、

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日限りで決定いたしました。

○議 長（森田治男君） 日程第三陳情書の一部削除及び訂正願いについてを議題といたします。

本件については目下建設委員会において付託審査中となっております陳情第六十一—十一号「福生市田園地区隣接河川敷に自然公園の建設に関する陳情書」について陳情者より一部削除及び訂正願いが提出されたものであります。本件は願いの出のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって本件は願いの出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長（森田治男君） 日程第四陳情第六十一—十三号首都圏中央連絡道路建設促進に関する陳情書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長 木村徳蔵君 登壇）

○建設委員長（木村徳蔵君） 御指名がございましたので、陳情第六十一—十三号につきまして審査報告をさせていただきます。なお、お手元に御配付の審査報告書の朗読は省略させていただきます。

（議案審査報告書） 別添参照

本陳情書は昨年十二月定例会において当委員会に付託されたわけですが、まず、十二月十一日の建設委員会においては、この圏央道ができることによって当市の商業の活性化にもつながると思われ、商店関係でも署名運動を行っておる。市発展のためにも採択すべきである。あるいはまた近隣の状況を調査する必要がある、本件は結論を急ぐ必要はない。都の環境影響評価の答申、内容も調査するため継続すべきである、このような意見もあり、最終的には全員異議なく継続と決定した次第であります。

続いて第二回目の審査を一月十四日に行ったわけですが、他市の状況としては採択をし意見書を提出したところは羽村、瑞穂、日の出、五日市町、継続が青梅市、提出されていないところは昭島市、秋川市となっておる旨の報告があり、委員よりこの建設は高速道路からの連絡道として多くの市民が望んでいると思われ、また環境影響評価や公害についても十分配慮するものと聞いており、一日も早く着手するよう採択に賛成である。国道一六号線が大変混雑し、生活道路にまで入

ってきておる状態であり、この圏央道ができることにより交通緩和のみならず経済活動にも大きな影響を与えるものと思われる、環境影響評価書案でも、自然環境や生活環境の保全を最大限に図りつつ建設する旨がうたわれており、それらのことを考え、建設促進のため採択すべきである。このような発言があり、本件についてお諮りいたしましたところ、全員異議なく採択と決定した次第でございます。よろしく御審議を賜り当委員会報告のとおり御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、当日は委員のうち一人が欠席されましたことを申し添えておきます。

○議

長（森田治男君）

以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長の報告に対する質疑を行います。

○十一

一番（原 敏子君）

委員長報告に質問したいんですが、第一回目の十二月を見てみますと十一日の建設委員会の席で他市の状況を見たいということで近隣の状況を見て、それからしようということに継続になったということとを報告でお聞きしましたけれども、二回目の一月十九日の委員会の席ではこの近隣の状況を見ながら継続にしたいということは今委員長報告の中でありました他市の状況、羽村、瑞穂、日の出、五日市がこういう陳情だか請願だかわかりませんけれども、こういうものに対して採決をしている。で提出していないのが昭島とか秋川とかいう報告がありました。

前段の近隣の状況をみて継続にしたいということが、ここで二目目で明らかに結論が出されたというふうに考えるわけですけれども、一つ質問したいのは近隣の市町、該当する市町、圏央道が通る、はっきり言えば八王子だとか秋川で、今住民の反対運動は多く出ているというふうに聞きます。これにつきましては、この陳情文の中にもあります評価書案には市民環境、生活環境の保全を図りつつ、道路建設を進めていくため諸般の対策が立てられており、環境との調和を十分考慮した計画であると判断できます、というふうにこの陳情書の中ではこのことは書かれておりますけれども、評価書案についていろいろと疑問があるということ、住民の方々が反対をされて運動が起きておるといふふうに聞いておりますが、建設委員会の中ではこういうふうな近隣の該当する町の住民の皆さん方の反対運動について何らかの意見が出ましたでしょうか。

○建設委員長（木村徳蔵君）

ただいまの原さんの御質問でございますが、そういう御質問はございませんでした。

○十一

一番（原 敏子君）

それでは委員長報告が非常にくわしく報告されましたので、建設委員会としてはこの評価書案、

問題になっているのが、この評価書案と一六号線の緩和ということが一番あるわけですが、環境保全のアセスの問題については、それなりに配慮されているのでいいんではないかというような結論がでて、建設委員会では採択したというふうに今委員長報告をお聞きできたわけですし、そういうふうに建設委員会では、討議されたということを承知するわけですが、アセスの問題については、環境評価書案、都が出した評価書案については何らかの、環境との調和を十分考えた計画であるということはどうあるべきか、委員会としてそういうアセス案を検討されましたでしょうか。例えば文面を取り寄せて、これはどうなのか、ということですか。

建設委員長（木村徳蔵君）

そういうことについてはいたしませんでした。

（「ええ、読んでもいないの」と呼ぶ者あり）

○十一

一番（原 敏子君）

八王子や秋川市の、言ってみれば該当する町の住民が反対をされているのは環境影響評価書案というものが非常に住民にとって納得できないものだということから、大きな反対運動が起きているというふうに私は聞いていますし、そういうふうに承知しているわけなので、こういうのはっきりしないもの、まだ公聴会なども新聞報道を見ましても途中で打ち切りがあったとか、いろいろな問題は該当する住民が福生市は便利になると言えば便利になる。一六号線が緩和されるかどうかはこれから先のことでわかりませんが、問題は環境がどうなるかわからないということがまだ十分検討もされていないというところで、こういうふうに建設委員会が採択するという点では私は賛成できません。

○議

長（森田治男君）

以上で質疑を終わります。

これより陳情第六十一—十三号について起立によって採決いたします。

お諮りいたします。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議

長（森田治男君）

起立多数と認めます。よって陳情第六十一—十三号は委員長の報告のとおり採択されました。

○議

長（森田治男君）

日程第五議案第一号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算（第八号）を議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

○企画財政部長(内田和雄君) 御指名をいただきましたので、議案第一号昭和六十一年度福生市一般会計補正予算(第八号)につきまして提案理由並びにその内容につきまして説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、十月の職員人事異動に伴う給料の予算項目間の調整増減、それと手当関係で十二月支給分の職員期末手当の支給割合の追加に伴う不足額と決算見込額に基づく調整、扶養、住居、超勤、通勤、退職手当組合特別負担金を含んだ退職手当、共済組合の負担金、以上の調整増減、追加補正ですべて人件費に要するものでございます。財源につきましては負担金の二十一万四千円とそのほかは予備費を充用させていただいております。

それではその内容につきまして予算書に基づき御説明を申し上げます。予算書の一ページをお開きいただきたいと思ひます。総則でございしますが、第一条で歳入歳出予算の補正は二十一万四千円を追加し、歳入歳出予算の総額は百二十九億七千七百二十八万七千円と定めようとするものでございます。

次に二ページをお開きいただきたいと思ひます。歳入について御説明申し上げます。分担金及び負担金におきまして二十一万四千円の追加でございしますが、歳出における土木費の西住宅地区周辺排水路費の事業費、使便人件費で期末手当相当分に対する下水道会計の羽村町、瑞穂町からの負担金の追加でございします。以上が歳入でございします。

三ページをお開きいただきたいと思ひます。歳出でございしますが、先ほども御説明申し上げましたが、今回の補正はすべて人件費でございしますし、全体的な額を申し上げますと、給料につきましては十月の職員人事異動に伴う予算科目等の調整による増減追加が九万九千円、手当関係では、職員の異動関係及び決算見込に基づく調整による増減で、調整手当で四万五千円の追加、扶養手当で三十八万三千円の追加、住居手当については、三万一千円の減額、超過勤務手当については四百五十六万六千円の追加、通勤手当につきましては、十一万五千円の減額、期末勤勉手当につきましては十二月支給分の期末手当の予算計上では二・五ヶ月分の差〇・〇七ヶ月相当額の七百九十六万四千円の追加、それに退職手当特別負担金を含む退職手当の追加七百七十一万二千円以上合計二千一百三十三万三千円の追加となっております。それに共済費三十五万一千円の減額を相殺し、総額で千九百七十六万一千円と相なる次第でございします。

それでは各項ごとに補正金額と職員数を申し上げ説明いたしますので、よろしく願ひいたします。まず議会費につきましては、職員八名分で百二十八万一千円の追加でございします。

総務管理費につきましては職員七十七名分で、職員退職手当組合特別負担金として、三月末退職見込職員の負担金七百六十四万二千円を含む千五百五十八万三千円の追加でございします。徴税費につきましては職員三十一名分で二百七十三万七千円の追加でございします。戸籍住民基本台帳費につきましては職員九名分で決算額の十六万円でございします。選挙費の四千円については手当のみの追加でございしますが、職員三名分でございします。統計調査費につきましては、職員二名分で六万五千円の減額でございします。監査委員費の八万三千円の追加は手当のみの追加で職員三名分でございします。

次に民生費の社会福祉費につきましては四十四万円の追加で職員二十三名分でございします。次の児童福祉費の二十七万八千円の減額につきましては、職員二十六名分でございします。生活保護費につきましては四十一万九千円の減額で職員五名分の手当のみの減額でございまして、超過勤務手当の減によるものでございします。

次に衛生費であります。保健衛生費で二十四万一千円の追加でございしますが、職員九名分でございします。清掃費につきましては職員十三名分で二百十三万四千円の追加でございします。

労働費の失業対策費におきまして職員一名分で百六十五万円の減額でございします。

次に四ページをお開きいただきたいと思ひます。農林水産業費の農業費につきましては職員三名分の手当のみの追加で、十八万九千円でございします。

商工費につきましては六十七万七千円の減額でございしますが、異動に伴うもので、職員一名分でございします。土木費につきましては、道路河川橋りょう費で職員十六名分の百二十六万九千円の追加でございします。都市計画費につきましては職員二十名分で異動に伴う二百二十五万八千円の減額でございします。住宅費につきましては四万円の追加で職員二名分の手当のみの追加でございします。

続きまして教育費の教育総務費につきましては職員二十二名分の八十六万七千円の追加でございします。小学校費につきましては職員十四名分の手当のみで、二十八万四千円の追加でございします。中学校費につきましては職員六名分で手当のみで十六万四千円の追加でございします。学校給食費の九十二万一千円の追加は職員二十六名分でございします。社会教育費につきましては職員三十六名分で三百一十一万円の追加でございします。保健体育費の五万九千円の追加につきましては、職員十名分でございます。

次に予備費でございしますが、千九百五十八万六千円の減額は財源調整によるものでございします。

以上歳出補正総額二十一万四千円の追加で歳出予算総額で百二十九億七千七百二十八万七千円と相なる次第でございます。以上はなほだ雑駁な説明でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。以上で説明いたします。

○議 長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第一号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第一号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議 長（森田治男君） 日程第六議案第二号昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（市民部長 古谷正夫君 登壇）

○市民 部長（古谷正夫君） 御指名をいただきまして、議案第二号昭和六十一年度福生市国民健康保険特別会計補正予算（第三号）について御説明申し上げます。

まず一ページの総則について申し上げます。予算の増減には関係ございませんが、歳出におきまして職員人件費を総額のうちに補正しようとするものでございます。

二ページをお開きください。第一表の歳入歳出予算補正について御説明申し上げます。歳出のみの補正でございます。総務費、総務管理費におきまして百二十五万八千円の増額は職員人件費で人事異動に伴う給料等の調整及び十二月支給分

によります期末勤勉手当の差額分等による増でございます。予備費におきまして百二十五万八千円の減額により歳出補正額をゼロとしたものでございます。

以上大変雑駁な説明でございますが、慎重御審議をいただきまして原案のとおり御決定賜りますようお願い申し上げます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議 長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第二号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よって議案第二号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議 長（森田治男君） 日程第七議案第三号昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（建設部長 森田 進君 登壇）

○建設 部長（森田 進君） 御指名をいただきましたので、議案第三号昭和六十一年度福生市下水道事業会計補正予算（第四号）について御説明申し上げます。

今回の補正予算は職員人件費等の補正でございます。十二月期の期末勤勉手当等の不足額を補正で充用しようとするものでございます。

それでは予算の内容につきまして御説明を申し上げます。まず一ページをお開きいただきたいと思います。総則でござ

いますが、第一条において歳入歳出予算の金額は第一表歳入歳出予算補正によることを定めようとするものでございます。次に二ページをお開きいただきたいと思ひます。第一表歳入歳出予算補正につきましては説明を申し上げます。総務費で六十五万九千円の追加補正で、内容としては職員十八名分の職員手当等を増額しようとするものでございます。次に事業費で四十四万四千円の追加補正で内容としては、管渠費の西住宅地区周辺排水路新設工事負担金で十七万七千円の追加補正は職員人件費の増額に伴う負担金の増でございます。また下の川の改修事業で二十六万七千円の追加補正は職員一名分の職員手当等で超過勤務手当等を含め増額しようとするものでございます。

次の予備費でございますが、百十万三千円の減額で、財源調整をするものでございます。したがひまして、歳出合計は補正前と同額十八億八万八千円でございます。

以上でございますが、慎重御審議を賜りまして原案どおり御決定くださいますようお願い申し上げます。説明といたします。

○議 長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田治男君） 以上で質疑を終わります。

これより議案第三号について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（森田治男君） 御異議なしと認めます。よつて議案第三号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議 長（森田治男君） 日程第八議案第四号仮称熊川地域体育館新築工事請負契約を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（総務部長 浅見裕康君 登壇）

○総務 部長（浅見裕康君） おはようございます。御指名を頂戴いたしましたので、議案第四号仮称熊川地域体育館新築工事請負契約につきまして御説明申し上げます。

なお、本件につきましては、昨年来いろいろと用地問題について議会側に対しましていろいろな点で大変な御迷惑をおかけいたしました。深くお詫びを申し上げます。またいろいろな予算措置その他につきましても御寛大な御理解を頂戴しまして、本日はここに新築工事の請負契約を御提案申し上げるということに至りましたことにつきまして、心から御礼を申し上げる次第であります。

それでは本契約につきましての提案理由と内容につきまして説明申し上げます。本件は社会体育施設整備の一貫といたしまして、熊川地区に地域体育館の新築工事を施行いたそうとするものでございまして、その予定価格が九千万円を超えますので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定に基づきまして、議会の御同意を得べく提案申し上げた次第でございます。

まず当該工事の概要でございますが、本工事は鉄筋コンクリート造一部が鉄骨造でございます。二階建て築面積は千百八十・八七平方メートル、のべの床面積といたしましては、千五百五十七・八七平方メートルでございます。一階部分にバドミントンコートとしては六面、バレーコートとすれば三面取れる七百五十六平方メートルの主競技場、それと事務室、会議室、更衣室、放送室等でございます。それから二階の部分は三百九十九・二五平方メートルでございます。柔剣道場と多目的に利用が可能な武道場、これが二百・八七平方メートル、そのほかに更衣室、倉庫等から相なっております。

以上が工事の概要でございますが、次に契約の關係につきまして御説明申し上げます。契約の關係につきましては、本議案に記載のとおりでございます。契約の目的が仮称熊川地域体育館新築工事、それから契約の方法につきましては、本工事が予定価格三億円を超えますので、中小企業に対します受注機会の増進を図るための要綱の規定に基づきまして共同企業体方式で発注をいたしております。これによります指名競争入札による契約でございます。契約の金額は三億二千五百二十万円と相なっております。なおこの入札の経過につきましては、裏面に添付しております資料のとおりでございますので、御参考に供していただきたいと思います。

次に工期でございますが、契約確定の日から昭和六十二年八月三十一日までと相なっております。

契約の相手方は東京都千代田区三番町六番地一飛鳥・田村建設共同企業体でございます。代表者は東京都千代田区三番町二番地飛鳥建設株式会社代表取締役社長 飛鳥章、及び東京都福生市志茂一六一番地田村建設工業株式会社代表取締役 田村洋一郎でございます。

また仮称熊川地域体育館新築工事の設計委託につきましては、株式会社楠山建築設計事務所と千二百万円をもちまして契約をいたしております。

なお本工事に関係します外構工事につきましては、来年度の予算におきまして手当をいたしまして追加工事として発注する予定に相なっております。

以上まことに雑駁でございますが、議案第四号の説明に代えさせていただきます。慎重御審議をいただきまして、原案どおり御確定くださるようお願い申し上げます。説明といたします。

○議 長（森田治男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

○十二 番（遠藤洋一君） ちょっといくつか質問があるんですけど、最初に提案理由の説明のときに予算に対して寛大な御理解をということかどうかということかわからないんですが、それはいいんですけども、十二月の一般質問のときに管理その他運営につきまして、はっきりとした市側の計画というのが出ていなかったというふうに思うんですね。ちょっとまだできないということだったと思いますが、そのときは答弁から言えば市民の皆さんにとって使っていたかきやすいようなものを考えているんだと、これはあたりまえのことでありまして、それ以上のことでも以下でもないと思いますけれども、その後管理その他運営にしましてはどのような計画が進んでいるのかということ、せっかく建物ができることが決まったわけですから、当然その管理運営に関しては基本構想なりができていますけれども、それはどのような形になっているかということをお伺いしたいと思います。

それからもう一つは仮称熊川地域体育館なんですけれども、田園にあります市民体育館との社会体育あるいは社会教育上の関連をどのように考えておつくりになっているのかということ、基本的な構想に載っているんでしようけれども、考えているのか。つまり田園の体育館を中央体育館というふうに考えて、地域体育館を配置していくんだというふうに考えておられるかとも思いますけれども、そのときにおきましても地域体育の振興等においても、南田園の体育館と地域体育館

との相関ということ、どのような形を考えているのかということ、施策の問題として市長に伺っておきたい、もちろん教育長さんに伺っておきたいというふうに思っております。

特に運営のところに関しましては、まさかプールのように民間委託という形にはならないと思いますけれども、この間の答弁のときに受付等々に関しましては、例えば高齢者事業団等に委託をするんだというような計画は聞いていますけれども、具体的な体育指導その他に關するところがどうなっているかということが、最初の質問の非常に気になる点なものですから、この建物については全く反対するものではありませんけれども、そこを伺っておきたいと思ひます。

○教育 次長（須崎 進君） お答えいたします。

仮称熊川地域体育館の管理運営でございますけれども、大変遅れまして申しわけなく存じているわけですが、方向と形ということになりますと自主的運営の方向で目下慎重に検討しております、三月の定例会の際にいろいろと議

会に御相談申し上げたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。それから今回の仮称熊川地域体育館と田園にある体育館との相関関係ということでございますけれども、以前から御説明申し上げていますように熊川地域体育館ということでございますので、熊川地域の体育の振興のためにということでございます、主たるものは従来どおり田園の体育館の方でやっていくということでございます、地域の皆様に身近なものとして御利用いただきたいということでございますので、御理解のほどをお願いいたします。

○十二 番（遠藤洋一君） じゃああれですか。管理運営は、遅れて申しわけないというふうに言うけれども、管理運営も決まっていらないものを建物だけまずつくるから承認しろと言うんですか。そういうのはないと思うんですかね。どういふものをつくってこういう形にするから建物が必要だ、というのが論理としてあたりまえじゃないんですか。十二月にも同じことを聞いて、この予算つまり契約はとにかく議会は承認しなさい。しかるべき後にどうやって運営するかは三月に言いますよ、話の最初と後が引っくり返っていると思うんですけれども、もうちょっと具体的に聞きたいな、どういふふうに進んでいるのか、要するにこの前の議会のときにも小野沢議員の方から質問があったときに、中身としてはすでに撤回された関係ですけれども、どうやって運営をするかということに關してはすでに質問が始まっているわけでしょう。それから言ってみれば九月の議会でその質問があったのは十二月にもあって、いいかげんに、つまり運用その他はどうするか、あるいは職員の配置の問題なんかでもどういふふうに考えているかわかりませんが、もしも、体育館と

しての相関性があるとして、中央体育館のように、例えば体育の指導をしてくれる職員がいるわけでしょう。そういう人を配置しようと思えば、職員についてどうするかということだ。決まてなきやいけないはずですよ。そうでなければとにかくつくるんだということでは、やはり施策としては余り市民にとって良くないんじゃないですか。ばくの方でもう一べん聞きますけれども、要するに管理運営に関しては全く決まてないわけで、決まてないにもかかわらずとにかく建物を承諾してくれというふうに市長が考えているのかどうかということをおきたいんです。そういうことであれば、熊川につくつてもらつて本當にうれいと思ひますけれども、賛成できなくなつてしまふではありませんか。

それからもう一つは、ちよつと教育次長ともあるまじき答弁なので、もう一べん聞きますけれども、いいですか、こういうふうに聞いたんですよ。田園で行つてゐる体育館は社会教育のさまざまなプロジェクトがあるでしょう。それと地域体育館でどのようにそういうものを運営していくかということについてのつまり施策というものはあるのかということをお聞いたんですよ。あなたのおっしゃつたのは、地域に身近なものとして、それはあたりまえですよ。熊川の人が使ふんだから、熊川の人待ちに待つて、ほかの方々も賛成したようなことなんです。であればどういふふう運用するかということが出てなければ、体育館ができましたので、喜んでくださいというだけじゃ話にならないでしょう。そういうことを聞いてるんですよ。それも無いんだ。ただつくるんだ。身近なもので喜んでもらふんだ、そういう志の低い教育方針でどうするんですか。そういうもんじゃ無いでしょう。ですから例えば五十年に中央体育館、田園の体育館をつくる時には基本的な社会体育の構想みたいなものが出てゐるじゃありませんか。御存じでしょう。そういう形でそれに乗つて福生ではスポーツ振興が行われ、社会体育のプログラムがずっと組まれてきたわけですね。そういった点、田園でがんばつてきた社会体育のプログラムに対して、今度地域で皆さんに喜ばれる体育館がどのような形でこれに参画をしたり、あるいは施策として体育振興を行つていくかというようなことについては、答弁だけではなくて資料として出てきてもいいわけでしょう。そうであれば体育館を新しく三億もかけてつくる必要はないわけですね。このへんはどうなつてゐるかということをお聞かせください。ですから今の管理運営についてもそうですけれども、遅れて申しわけないじゃなくて、具体的なことを考へてゐるとすれば答弁をしてほしいと思ひます。

○議

長（森田治男君）

十一時まで休憩いたします。

午前十時四十九分休憩

午前十一時一分開議

○議

長（森田治男君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育

次長（須崎進君）

お答えいたします。管理運営でございますけれども、若干の内部調整もございまして、そういう

つたものを調整をいたしまして三月定例会で議事に御相談申し上げたいというふうに考へておりますので、よろしくお願ひいたします。

田園の体育館と仮称熊川地域体育館の相関関係とかそういうことでございまして、主たる現在行つております大会とか教室等については田園の体育館ということになりまして、熊川地域にございまして地域の要望等を十分にお聞きいたしまして、地域の体育活動をしやすいようなものとして、今後体育館としての使命を果たしていこうということでございますのでよろしくお願ひいたします。

○十二番（遠藤洋一君）

三月議会で出てくるのを待つしかならないと思ひますけれども、内部調整ということに要するに体

育館ですから、今の田園の体育館もそうですけれども、時間の問題その他で職員配置にしてもどちらにしても調整が必要だと思ひますからなかなか出てこないと思ひますけれども、それにしても、やはりそういう大事な体育館等をつくる時は、あらかじめ基本的な構想ができてから建物をつくるという形になる方が市民のためだし、実際に九千万円を超えますから議会の同意をしなければならぬことですので、なるほどこういう運営のこういう体育館ならばこれはいいというやうな形にまで案なりができてから予算措置ができてくるという形が大変望ましいと思ひます。そういうふうな要望もしなければならぬと思ひます。

特に今の建物のことですけれども、市の施策全体の問題から言ひますと、やはり体育というのは市の体育施設の中でも非常に重要な一つの柱になるわけですから、福生市スポーツ構想みたいなものが出てきて、その中での地域体育館なんだ、熊川にも福生にも一館ずつあつて、それを統合するやうな形で中央体育館があるやうな形で本館一館、分館二館というやうな形ですが、今後計画ということであれば、それで地域体育はこうやつて行われるというやうな白書が出てくるらしいの意気込みがやはり教育委員会に必要ではないかと思ひますし、それでこそやはり高いお金を使つて市民のために体育館をつくる価値があるのではないかと思ひます。

やはり今の答弁を聞きましても、どうもぼくもそういうものがあるのになかなか言わないのかと思って質問したんですが、どうも全然ないみたいで、これから相談ということみたいですから、ぜひ熊川の体育館でできるような地域体育振興が二十六市のモデルになるような、あるいはもう一つできる、できることを希望している福生地区の地域体育館にとってもプラスになるような形の計画というのを早急に出していただきたいと思ひますし、三月に管理運営については出てくると思ひますけれども、同時に施策としての地域体育振興というのはこのようにやっていくんだというようなプログラムと言わないまでも、きちんとした形の文書なりが教育長なり市長なりの名前で出てくるということを強く希望して、以上にしたいと思ひます。

○二十番 (指田保雄君)

私も待望の体育館がいよいよここで契約をされるということ喜んでおる一人でございます。この問題につきましては熊川地域選出の議員団といたしましても、なるべく早い実現を望んできたわけでございます。おかげさまで加美平の方の遠藤さんにはいろいろと応援を賜ったようでございますが、「武蔵野台」と呼ぶ者あり。ああ武蔵野か。わからんわ。いずれにしても来年度には加美平の方にも要求しておいてあります。私たちも、熊川だけつくってそっちの方はなしというわけにもいきませんし。先ほど遠藤さんも一本館二分館というようなお話ですが、そういう構想でわれわれも進んでおりますから御安心をいただきたいと思ひます。

この管理運営につきましては遠藤さんに心配いただかなくても、私たちはもう市長部局、教育委員会といろいろお話を詰めております。三月にはちゃんと出てきますから御安心をいただきたいと思ひます。

以上でございます。本日に三月にきちっと出してくださいよ。今までちゃんと打ち合わせをやってきたんですから。わかりますね。そういうことで要望しておきます。

○議 長 (森田治男君)

以上で質疑を終わります。  
これより議案第四号について採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長 (森田治男君)

御異議なしと認めます。よって議案第四号は原案のとおり同意されました。

○議 長 (森田治男君)

日程第九議案第五号首都圏中央連絡道路建設促進に関する意見書を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(十番 木村徳蔵君 登壇)

○十 番 (木村徳蔵君)

御指名がございましたので、議案第五号につきまして提案理由の説明をさせていただきます。

本案は先ほど採択されました陳情第六十一—十三号に関連する議案であります。国や都において首都圏中央連絡道路の計画案が発表され、そのルートや、環境アセスについての地元説明会が精力的に開かれていることは、御承知のとおりでございます。近郊都市間を連絡する唯一の幹線道路としての国道一六号線もすでに飽和状態の交通量であり、この交通渋滞を回避する車が生活道路まで入ってくるため交通事故も増大している現状でございます。この計画案によると当市は直接通過区域ではございませんが、この圏央道が完成すれば、交通混雑の緩和ばかりでなく、関越自動車道と中央高速道路を連結することによって非常な利便性が期待されるとともに、近郊の各都市間を結ぶ幹線として市の発展にも大きな好影響をもたらすものと考えております。西多摩地域の発展、ひいては当市の発展を期する上から本計画の早期完成のため本意見書を提案した次第であります。よろしく御審議賜り原案どおり御決定賜りますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議 長 (森田治男君)

以上で提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議 長 (森田治男君)

以上で質疑を終わります。

この際、討論の通告がありますので、これより討論を行います。討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最初に反対者から発言を願ひます。

(十一番 原 敏子君 登壇)

○十一 番 (原 敏子君)

議案第五号首都圏中央連絡道路建設促進に関する意見書について反対討論を行います。

本意見書は首都圏中央連絡道路の早期完成を強く要望するというものです。共産党は国民のための高速道路に反対ではありませんが、今回の圏央道建設につきましては認められません。現在の圏央道建設の問題点の一つは、該当する市町の住民の合意が今だ得られていないということです。住民の反対運動はますます強まっています。反対する住民の方たちの主張は、この意見書でも書かれております環境影響評価書案について多くの問題点が含まれているということです。これは公聴会での住民の発言を見ましてもはっきりしております。また東京都におきましては、四十四通の反対意見書が寄せられていると報告されています。また国道一六号線の交通渋滞は緩和すると言いますが、圏央道のインターができれば、地元車が一層集中し、周辺の道路の混雑がひどくなることは中央高速八王子インターの渋滞ぶりを見ても明らかです。以上述べましたように関係市民の賛意が得られないこのような圏央道を早期建設してほしいというこの意見書に反対するものです。

○議 長（森田治男君） 次に賛成者十八番堀川實君。

（十八番 堀川 實君 登壇）

○十八番（堀川 實君） 御指名をいただきましたので本件につきまして賛成の討論を行います。

この圏央道建設の計画は都心部に集中する交通を適切に分散させるため国において発表されたものでありますから、そのルートがたまたま東京都圏域内の多摩地区を通過することから、自然や生活の環境アセスメントについて活発な説明会が各地で開かれたことは御承知のとおりでございます。提案理由にもありましたように、この圏央道ができることによって国道一六号等の主要幹線道路の混雑解消が図られるばかりでなく、東京都の行政圏域内において最も開発、整備が立ち遅れていると言われる西多摩地域の大きな飛躍の糧ともなり、ひいては当市の活性化にもつながることが期待されると思います。したがって以上のような考えから、本計画が一日も早く完成するよう切望し私の賛成討論といたします。

○議 長（森田治男君） 次に反対者十二番遠藤洋一君。

（十二番 遠藤洋一君 登壇）

○十二番（遠藤洋一君） 議案第五号首都圏中央連絡道路建設促進に関する意見書に反対する討論を行っていききたいと思います。

現在の賛成者の討論の中にもありましたように地域の活性化、産業の活性化ということのためにこの道路がつくられるということは、明々白々なことであります。しかしながら現実には多摩地域の自然の中を突っ切ることがありまして、そのことがありましたから環境評価いわゆるアセスメントというのはずっと行われてきたわけです。その中での住民との対話集会あるいは説明会等々におきましても、いくつかの疑問が提出をされています。高尾山の環境の問題や多摩地域における現在残っている大切な自然に対する考え方と産業の活性化、それから道路の利便さということの二つが相当に対立する形で現れたと思っています。

解決する方法というのは、いくつかあるというふうに対案も出されているわけですが、現実には首都圏中央連絡道路をとにかく早くつくってほしいというような声が、例えばつくられた形で出てくることは間違いないわけですね。今度の陳情を見ましても、要するに早い話が市町村名のところだけを後で書き入れればよいようになっている形の非常に統一的なものが各市町村に出ていますね。

それから言えば、例えば福生市の市議会で見聞書を見るとすれば、福生にとってはこのような意味があるというような形がやはり必要ではないかと思えますけれども、こういったものがこの意見書の中には述べられているということが、私はすぐ賛成するわけにはいかないということが文面的にもあることはあるんですけれども、実際には先ほどお話にもありましたとおり、圏央道そのものは福生を通らないわけですから、全体の例えば環境の問題等々に関してはわが市はすり抜けることができるわけです。しかしながらインターその他ができて便利になるところだけを福生市としては恩恵のような形で受けるわけですが、その反対側では例えば八王子のように大変な混乱や混雑やあるいは環境に対する非常な阻害が行われているところが一方にはあるんです。

そういうことから言いますと、軽々に道路を建設すればこれでいいんだというふうにはならないというふうに思います。そういうことから言いますが、私はこの意見書を出すのは相当時期尚早でありますし、同時に私個人の立場から言えば、そういった環境を破壊してまでの活性化ということはほかに方法があるとすればすべきではないかというふうにも考えていますので賛成ができないということもあります。

それからもう一つは、やはり促進に関するさまざまな反対もありますけれども、賛成の署名というのは例えば市役所の中を賛成の署名用紙がまわるといことが実際に行われていて、上司から言われたから仕方なく署名をするような職員が

現れたような現実もあるわけですよ。市が賛成の方針だから市役所の中で署名用紙をまわすのはかまわないという論理もあるかもしれませんが、そんなこと言ったら市の施策に関する署名は何でもまわらなきゃいけないっちゃうわけで、いくつも相当に時期をあわてていくものがあつたわけです。道路の建設そのものもそうですけれども、計画あるいは賛成する勢いも相当拙速なところがあつたのではないかと思つています。その意味から言ひまして、建設委員会で議員が時期尚早ではないかという意見を述べていますけれども、私も一つは非常に時期尚早であるということが一つと、それからやはり環境調査その他がきちんと行われていないままに、こういったものを促進をしるということはやはり議会としてはふさわしい態度ではないのではないかと思います。

以上の二つからこの意見書は提出することに賛成ができないという意味での反対討論を行つていきたいと思ひます。

○議 長(森田治男君) 次に賛成者二十二番村尾栄次君。

(二十二番 村尾栄次君 登壇)

○二十二番(村尾栄次君) 御指名によりまして議案第五号につきまして私は賛成の立場から討論をさせていただきます。

本件に係る陳情書が先ほど採択されたわけですが、整備の急がれる環状道路のうち最も外側に位置する半径五十キロの圏域を結ぶ自動車専用道路としてこの圏央道を建設しまして、近郊の都市間を結んで多摩地域の核都市として発展させるために計画されたものであります。都心部を連絡する東西方向の道路は中央自動車道や国道二〇号線が主となつてゐるために、非常な混雑を来たしてゐるのは皆さん御承知のことと思ひます。周辺の生活道路まで侵入してきておりまして、非常な不便を来たしてゐるものでございます。また近隣にインターチェンジができれば、関越自動車道初め各高速自動車道の利用が一層便利となつてまいります。当市を初め周辺の住民生活や産業経済活動に大きな公益をもたらすものと考えられるわけがあります。公害防止や自然環境等の環境影響評価に対する東京都条例に基づく説明会も開かれておりまして、沿道地域の環境対策に万全を期しておられるものと信じております。計画ルートになつております多摩地域の約二十二・五キロのうちの半分の十二・五キロが、トンネルということになつてゐることを考えれば、その点についてはそう大した影響を及ぼすものとは考えられないものでございます。

そのようなわけで、政府の計画に対する本事業に対し全面的に賛成し、早期完成を要望して賛成討論といたします。

○議 長(森田治男君) 以上で討論を終わります。

これより議案第五号について起立により採決いたします。  
お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議 長(森田治男君) 起立多数であります。よつて議案第五号は原案のとおり可決されました。

○議 長(森田治男君) 以上をもつて本日 of 会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもつて昭和六十二年第一回福生市議会臨時会を閉会いたします。

午前十一時二十三分閉議・閉会

署名議員

福生市議会議長

森田治男

議員

議員

議員

石川 赤星 行人